

第三者評価結果

事業所名：鎌倉市立大船保育園

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-① 【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p><コメント> 全体的な計画は、児童憲章、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえ、鎌倉市の「第2期鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン」を踏まえた保育理念、保育目標、保育方針のもとに作成しています。全体的な計画は、子どもの発達過程、家庭の状況、地域の実態などを考慮しています。「保護者支援」「子育て支援」「小学校との連携」の欄を設けています。子どもの発達や、クラスの状況を把握しながら、職員間で話し合いと検討を経て作成しています。年度末に、全体的な計画の各項目について見直しをし、「全体的な計画反省」に詳細に明記し、次年度に生かしています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>【A2】 A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p><コメント> 室内ではエアコン、換気扇、扇風機、空気清浄機、加湿器、場合により二酸化炭素濃度器を利用しています。温度・湿度は天候や活動に応じて管理しており、加湿のため濡れたバスタオルを室内に干すこともあります。こまめに窓を開け換気に留意しています。楽器、音楽CDの音量、職員の声の大きさやトーンに配慮しています。コロナ禍で、備品やおもちゃ類、園内外の消毒、清掃を徹底して行っています。毎日、園内設備、園庭の遊具、砂場などの安全チェックを行っています。保育室内の家具、物入れは木製で作り付けとなっています。畳、ござ、カーペットを利用して遊びのコーナーとしたり、活動や動線を考慮して仕切りや机などの配置を工夫しています。布団は、各家庭で準備しますが、柔らかすぎない素材のものを用意してもらい、年7回、布団乾燥を行っています。手洗い場、トイレは年齢にあわせ、子どもが使いやすい高さやプライバシーに配慮した造りとなっています。</p>	
<p>【A3】 A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p><コメント> 入園前に保護者から提出してもらう「児童票」などの書類、入園前個人面談時の「児童家庭連絡票」、慣らし保育期間などから、子ども一人ひとりの状況や個人差を把握しています。入園後の子どもの生活リズムは、連絡帳、送迎時の保護者との会話からも把握しています。日ごろから子どもの状況などを各会議、毎日の朝ミーティング、記録類、口頭などで職員間で共有しています。日々の関わりの中で子どもの気持ちを受け止め、安心して過ごせるよう努めています。職員同士の連携、保護者との信頼関係が大切であるとしています。子どもの欲求には個々の子どもの気持ちに寄り添い、向かい合えるようにしています。すぐに対応できない場合は、丁寧に説明したり、他の職員がフォローにあたっています。制止や禁止、否定の言葉は使用しないようにし、分かりやすく、具体的な言葉がけをしています。内部研修や会議等で、職員間で確認し合っています。</p>	
<p>【A4】 A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント> 子どもの発達に合わせて、保護者と連携をとり、基本的な生活習慣が身につくようにしています。職員がやってみせたりして、着替え、靴着脱、手洗い、片付けなどは時間がかかっても、自分でやろうとする気持ちを尊重して見守り、必要に応じた支援をしています。できたことを一緒に喜び、意欲に繋げています。保護者には、衣類、靴など子どもが自分で脱ぎ着しやすいものを用意してもらっています。基本的な生活習慣について、日常保育の中で、絵本、紙芝居を使ったり、栄養士、保健衛生嘱託員（保健師）が栄養や健康、病気についてのテーマで話をするなどしています。シール、イラストなどを靴入れ、ロッカー、おもちゃ類の棚や、手洗い場、トイレなどに貼り、分かりやすいようにしています。子どもが出し入れしやすい位置に、物入、おもちゃ、道具入れ、タオル掛け、帽子掛けを置いています。年齢により、活動の準備や、片付けは自分から始めたり、友だち同士協力しあうようになっています。</p>	

【A5】 A-1-(2)-④
子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

a

<コメント>

子どもが主体的に遊んだり、生活できるように保育室、園庭、ホールなどの環境を、常に、見直しながら整備しています。毎日散歩に出かけ、交通ルールや公共のルールを学んでいます。公園、山歩き、お寺に行くなどの戸外活動で、樹木、草花、虫などに触れたり、探索活動を楽しんだり、歴史や文化を感じ取っています。園庭では、固定遊具のほか、三輪車、ボール、竹馬、砂遊び、大縄跳びなど好きな遊びをしています。園庭で季節の花や野菜を土づくりから始めて栽培し、また、メダカを飼っています。ダンゴムシを飼育したクラスもあります。園行事や日常的に異年齢で交流したり、活動と一緒にいるなどしています。近隣の高齢者施設と定期的に交流を続けています。コロナ禍で直接の訪問は出来ませんが、手紙の交換や作品を届けたりクリスマスカードをもらうなどしています。例年、夏祭りで制作した園のお神輿で商店街をねり歩いたり、節分の時期にイワシを商店に買いに行くなどもしています。

【A6】 A-1-(2)-⑤
乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

0歳児が長時間安心して過ごせるように、活動、食事、睡眠などの場所を設定しています。季節や、一人ひとりの発達の時期に応じ、動線や安全性に配慮しています。畳のスペースがあり、ゆっくり過ごすことができます。一人ひとりの生活パターンや体調を考慮し、ゆったり関わり、保育士との愛着関係を築けるようにしています。子どもの表情、発語、仕草などから子どもの思いや意向を汲み取っています。子どもの発達、興味に合わせ、手指を使うもの、引っ張って動くもの、音がでるもの、絵本などを準備しています。安全性に配慮し、室内滑り台やクッション素材の室内遊具も利用しています。室内遊具で自由に遊ぶことで、バランス感覚や身体の動きが養われています。保護者とは連絡帳、送迎時の会話などで密に連携をとり、子どもの成長を共に喜び合っています。

【A7】 A-1-(2)-⑥
3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

子ども一人ひとりの状況を把握し、気持ちや思いを受け止め、助言や見守りをしています。子どもが自分でしようとする意欲を大切にしています。室内では、子どもが好きな遊びや自発的に活動がしやすいように、環境を整えています。職員や友だち同士と一緒に遊んだり、活動できるよう声がけや、気持ちを代弁するなどしています。戸外活動、散歩、公園などで自然を感じ、虫や植物と触れ合っています。子どもの発達段階を理解し、子どもの自我の育ちを受け止め、ゆったり甘えられる時間を取り、じっくり丁寧に関わっています。職員間で連携をとり、個々に対応できるようにしています。保護者とも、子どもの育ちを共有するよう努めています。朝夕、土曜の合同保育時間帯や園行事、日常的な交流で異年齢での交流があります。保育士のほかに調理士、栄養士、保健師、実習生、インターシップの学生、ボランティアや地域住民と触れ合う機会があります。

【A8】 A-1-(2)-⑦
3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

3歳児の保育では、自分が興味を持った遊びや活動ができるように、環境を整えています。子どもの状況を見て、指導計画やデイリープログラムは柔軟に変更しています。散歩先で見つけたダンゴムシに興味を持ち飼育を始めています。4歳児は、自信を持ち、友だちへの意識も高まる時期で、当番活動やグループ活動で力を発揮できる経験を積み重ね、活動に取り組む姿が見られます。大縄跳びでは、皆で挑戦し、100回連続して跳びました。5歳児は、友だちと協力して制作物を作ったり、活動も自分たちで話しあって決めたりしています。運動会のリレーでは早く走る作戦を立てました。保育園での生活の流れを子どもが把握し、自主的に行動するようになっていきます。子どもが取り組んで来た活動等は作品を園内に展示したり、お便り配付、園行事、外掲示板などで伝えています。地域支援活動「スマイル広場」でも取組の内容を紹介しています。

【A9】 A-1-(2)-⑧
障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

障害のある子ども、配慮が必要な子どもの状況に応じ、クラスの指導計画をもとにした個別指導計画を作成しています。障がいも個性ととらえ、集団生活を共に過ごす中で、子ども同士の関わりあいを見守りながら、お互いを認め、育ち合えるようにしています。職員同士で子どもの状況を共有しあい、鎌倉市の発達支援室、保健師、医療機関と連携をとっています。職員は障害、子どもの発達、ムーブメント療法、手話などの研修、講習を受講したり、情報共有し、学びを深めています。保護者には、保育理念の中で「子どもに寄り添い」「成長を喜び」「安心して子育て」ができるよう支援するとしています。鎌倉市で実施している「すこやか相談事業」を4歳児クラスから紹介しています。近隣中学校の特別支援学級の生徒が作成したカレンダー作品を毎年、園内に掲示しています。子ども用車椅子の紹介ポスターを掲示しています。

<p>【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 登園から降園まで子どもの生活の連続性に配慮をしています。低年齢児クラスでは午前寝ができるようにしています。その日の天候、子どもの状況により柔軟に日課を変更しています。保育室に畳、敷物、ござ、区切られたコーナーなどがあり、時間帯や活動により、椅子、机を配置し環境設定を替えています。在園時間に配慮し、朝おやつ、昼食、おやつ、夕方補食を提供しています。朝夕、土曜の合同保育時間帯でも、状況により低年齢児は各クラスで過ごします。合同で過ごす場合は低年齢児に配慮し、幼児は上履きを脱いでいます。また、小さな部品のあるおもちゃ類は使用しないようにしています。子どもの状況や様子は、朝ミーティング、クラス別ノート、保育日誌、口頭、昼のクラス打ち合わせなどで情報を引き継いでいます。保護者とは、連絡帳、懇談会、送迎時の会話、クラスノート、クラス掲示板、玄関ホール掲示板で連携をとっています。</p>	
<p>【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	a
<p><コメント> 全体的な計画に、「小学校との連携」欄があります。「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を見据え各クラスの指導計画を作成しています。5歳児クラスの年間計画に、就学に向けた取組や活動を盛り込んでいます。例年は、小学校に出かけたり、近隣の保育園や幼稚園の年長児同士の交流の機会がありました。今年度は、散歩で近隣の小学校数校に行っています。ある小学校では1年生の教室に入ることが出来る予定となっています。また小学校紹介のDVDをもらいました。ハンカチを毎日持ってくる、午睡のない生活となる、交通ルールを守るなど子どもに伝えています。保護者には、懇談会、個人面談、おたよりなどで、就学に向けての情報や通学時の安全確保などを伝えています。懇談会で、小学生のいる保護者に学校生活の話をしてもらう機会もあります。5歳児クラス担任が、保育所児童保育要録を作成し、園長・副園長が確認して、就学先へ持参しています。</p>	
<p>A-1-(3) 健康管理</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	b
<p><コメント> 「運営の手引き」に健康管理に関するマニュアルを整備しています。子どもの健康状態は登園時の保護者からの情報、観察、連絡帳での確認後、朝ミーティングで周知し、クラスノート、スタッフノート、保育日誌に記録しています。年間保健計画をもとに、保健関連行事、心身、生活、環境などについて、各クラスごとの計画を作成しています。入園後の既往症、予防接種について、随時及び年度末に保護者に健康管理票に追記してもらっています。懇談会で、健康に関する園の方針等を保護者に伝えています。園での子どもの健康に関する取組は、おたより、保健だより、掲示などで伝えています。乳幼児突然死症候群予防策として、睡眠時間安全確認表を用い、呼吸と姿勢チェックを行って記録しています。寝入った後は、表情や顔色が確認できるよう室内のカーテンを開けています。乳幼児突然死症候群の注意喚起ポスターを園内に掲示していますが、園では保護者へさらに説明等が必要と考えています。</p>	
<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	a
<p><コメント> 年2回、内科健診、歯科健診を実施しています。健診結果、子どもの健康状態、毎月の身長・体重の記録は「健康管理状況」に記録しています。保護者には文書で、健診結果を伝え、場合により口頭でも説明しています。年間保育計画をもとに、各クラスで毎月の計画、目標を立てています。月2回、保健師（保健衛生嘱託員）が来園し、子どもの健康状態や状況を把握・確認したり、記録の管理を行っています。保健師は2人一組で、月1回ずつの来園で、違う目で確認が出来るようにしています。保護者、子どもの状況により支援が必要な場合、関係機関と連携する体制です。健診結果を参考にし、感染症予防対策の徹底、うがい、手洗い、歯磨き指導、栄養士や保健師が子どもに分かりやすく、食生活や健康についての話をするなど保育に反映させています。</p>	
<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	b
<p><コメント> アレルギー疾患のある子どもは「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を基に対応しています。慢性疾患や食物アレルギー以外のアレルギーの場合は、かかりつけ医の指示による対応や個別対応をしています。食物アレルギーの対応マニュアルがあり、除去食を提供しています。除去食は「名札利用」「専用トレイ」「色が違う専用食器」「複数職員間での確認」「一番先に配膳する」「側に職員が付く」ことなどを徹底しています。アレルギーに関するマニュアルは、各保育室に整備し、いつでも確認できるようにしています。保護者には、懇談会やお便りで、園でのアレルギー対応などを説明しています。食物アレルギー児の誤食防止のため、保護者や子どもが自宅から持ってきたお菓子などは園内での飲食を控えるよう伝えています。園では保護者や子どもに対して、アレルギーに対する理解が深まるよう、アレルギーや慢性疾患についての研修や確認が、さらに必要と考えています。</p>	

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<p><コメント></p> <p>食育は、全体的な計画を始め、各指導計画に位置づけられ、年齢ごとの食への意欲、給食内容、食に対する興味とマナー、家庭との連携等の「食育計画」を作成しています。落ち着いて食事できるように、子どもの動線に配慮してテーブルの配置をしています。食器は丈夫で家庭で使用しているものと材質が似て親しみやすい強化磁器製を使用しています。スプーンは年齢によって、口の大きさに合わせたり、握りやすい形状のものを選んでいきます。3歳からは箸を上手に使っています。食事の量は、一人ひとりの子どもにあった盛り付けにし、完食の達成感を味わえるようにしています。お代わりもできるようにしています。苦手な食事があるときは、声がけして少しでも食べられるように支援しています。子どもが食に対する関心を深めるように、野菜の栽培、食に関する絵本の読み聞かせ、調理の様子を見る活動等を行っています。家庭とは、給食だよりで食事の内容等を伝えたり、家庭での喫食状況を聞くなど連携して取り組んでいます。</p>	
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p><コメント></p> <p>子どもの発達等の状況に応じ家庭と連携して食事の形態を考えています。特に発達の著しい乳児への離乳食は、4段階の食事を用意し、栄養士が確認して提供しています。食材の大きさをどうするか調理と毎日打ち合わせをしています。子どもの食べる量や好き嫌いを把握して、盛り付けの際に子どもの希望を聞いたり少なめにし、食べられたら褒めるなどの支援をしています。残食の状況を確認して、食事の付け合わせ、味付け、彩りの工夫等を行っています。季節の旬の食材を献立に取り入れています。地域の食文化として、けんちん汁は欠かせないメニューになっています。人気の行事食としては、節分の「おにっこカレー」、七夕の「オクラの星入りソーメン」、クリスマスの「鳥の唐揚げとケチャップライス」があります。市の所管課の栄養士が巡回して子どもの喫食状況を見たり声がけをして話を聞く機会を設けています。衛生管理マニュアルに基づき衛生管理の確認をしています。</p>	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>連絡帳や掲示板を活用したり、送迎時のコミュニケーションにより、家庭と情報交換を行っています。毎月の園だよりでは、保育の内容や行事等についての情報を発信しています。保育所内に掲示している「ドキュメンテーション」は、子どもたちの活動の様子を写真や文章で分かりやすく伝えています。年2回の保育参観や年3回の保護者懇談会、必要に応じて実施している個人面談により、保育内容についての保護者理解を図っています。運動会や発表会は、子どもの成長を保護者と共有できる機会になっています。保護者との日頃のコミュニケーションや個人面談等で得た情報は、面談記録等に記録すると共に、関係職員で情報共有して子どもの保育に反映しています。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>保護者とは、日頃のコミュニケーションにより信頼関係を築いています。子どもの送迎時には、積極的に挨拶を交わして、職員に話しかけやすい雰囲気を作っています。保護者から相談があった時は、丁寧に対応し、園長、副園長に報告したり、関係職員と情報共有をしています。保護者の希望や必要に応じて、事務室を使用するなど落ち着いた環境で面談を行っています。相談の内容によっては、市役所のケースワーカーや保健師など専門職と連携し組織として保護者支援をしています。必要に応じて市役所の専門職が直接相談に応じることもあります。園長、副園長は相談を受けた職員からの求めに応じて助言できる体制になっています。相談のあった内容は、「個人面談記録」や指導計画書の「子どもの姿」欄等に記録をしています。</p>	
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<p><コメント></p> <p>子どもの登園時には、「虐待早期発見シート」を活用して、顔等に痣や怪我がないか視診をし、その他異常はないか観察しています。このシートは、登園・降園の様子、遊びと生活の様子、親子の様子等を確認する内容となっています。保護者の様子等で虐待となる恐れがあるときは、送迎の際に声がけをしたり、個人面談で育児相談を随時行うなど、虐待予防の支援をしています。虐待の可能性あるときは、速やかに園長・副園長に報告し、保育所内で情報共有し、同時に「虐待防止マニュアル」に示された対応手順に従って、市の所管課や児童相談所等の関係機関と連携して対応をしています。職員は、職員会議等で定期的に「虐待防止マニュアル」の読み合わせを行うなどして、虐待防止について理解を深めています。</p>	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
<p>A-3-(1)-① 【A20】 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	a
<p><コメント></p>	
<p>年間指導計画、月間指導計画及び週の計画に基づく保育実践について、反省・自己評価を行っています。反省・自己評価は月間、週間の計画書の該当欄に記載して園長、副園長が確認し、必要なアドバイスを得る仕組みになっています。反省・自己評価のためのクラス内の話し合いや職員会議での報告や意見交換は、職員の学び合いや意識の向上につながっています。また、組織で定められた項目にもとづく職員の自己評価を年3回実施し、園の自己評価につなげています。また、年度末には職員による園運営の反省を踏まえて「保育所における自己評価まとめ」を項目ごとに文書化しています。</p>	